

平成 26 年 3 月 2 5 日

沖縄県がん診療連携協議会
委員長 國吉幸男様

がん患者・家族関係者部会設置発起人一同

患者・家族部会の設置に関する要望書

貴協議会の日頃のご活躍に敬意を表します。大変お世話になっております。

沖縄県がん診療連携協議会は、沖縄県のがん診療の向上を目指して、行政や地域がん診療連携拠点病院や有識者を交えた意見交換の場として、がん患者関係者が参加の機会を得られる事に感謝申し上げます。

さて、協議会の中で、治療中の患者や家族関係者の思いが、行政、医療者、県民に一定届くようになり、同時に医療、行政の立場での課題も、患者、家族関係者が理解できる状況を作っていると思慮いたします。

しかしながら、なお患者・家族の思いや長期治療と生活の狭間で悩んでいる方々の声は、いまだ解決に至って入るとは思われません。

よって、患者・家族部会の設置を要望し、諸問題解決のための下記事項をご提案させていただきます。

記

- 1、 患者・家族関係者部会を設置すること。
- 2、 患者・家族関係者側の視点で、離島苦や本島内の遠隔地の方々の諸問題の課題解決を図る。
- 3、 治療や日常生活のさまざまな課題等を、医療者、行政を含む6身1体の相互理解の為に有効な意見を集約し、共に検討する機会とすること。
- 4、 各部位患者会や、お1人で悩みを抱えている患者関係者の課題の掌握と具体的解決に結びつける意見交換の場を設定すること。

敬具

部会名称：患者・家族関係者部会（仮称）

部会人数：7名から9名

立ち上げ発起人：

・ 一般社団法人沖縄県がん患者会連合会

田名 勉

黨銘 由則

真鶴 善栄

・ 一般社団法人沖縄県がん患者会連合会 事務局
事務局 補佐（フリーランサーナース）

安里 香代子

阿波連 愛番

・ 沖縄県がん患者会連合会相談役（嘉手納町議会議員）

田仲 康策

・ 社団法人がんの子供を守る会沖縄支部代表幹事

片倉 政人

・ 宮古ゆうかぎの会

真栄里 隆代

・ ピンクパンサー（乳がん患者会）

与儀 淑恵（打診中）

※各部位の患者会の声が届けられるように、委員依頼をする（打診中）

※部会長については、部会委員の中から互選する。

琉大医総第 52 号
平成 26 年 4 月 24 日

がん患者・家族関係者
部会設置発起人一同 各位

沖縄県がん診療連携協議会議長
琉球大学医学部附属病院長
國吉 幸男

患者・家族部会の設置に関する要望書について（回答）

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 26 年 3 月 25 日付け貴会から、ご要望のありました標記の件につきまして、平成 26 年 4 月 7 日に開催された、平成 26 年度第 1 回沖縄県がん診療連携協議会幹事会にて審議した結果、「都道府県がん診療連携協議会の設置目的は、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（平成 26 年 1 月 10 日付け 健発 0110 第 7 号 厚生労働省健康局長通知）15 ページ(4)に規定されている下記 10 項目を主としており、当該 10 項目に関する患者家族の意見に関しては、協議会委員として 4 人および各部会にそれぞれ 1 人ずつ患者・家族関係委員にご参加いただいていることにより、意見の集約が可能であると考えられるため、」患者・家族部会の設置は見送ることとなった旨回答いたします。

何卒、ご理解の程、宜しくお願い致します。

敬具

記

がん診療連携拠点病院等の整備について

IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

(4)都道府県協議会を設置し、当該協議会は、当該都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うとともに、診療の質向上につながる取組に関して検討し、実践するため、次に掲げる事項を行うこと。

①地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。

- ②都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療実績等を共有すること。(地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。)
- ③当該都道府県におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。
- ④当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。
- ⑤当該都道府県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
- ⑥当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
- ⑦Ⅱの3の(1)に基づき当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。
- ⑧当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、カンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ⑨国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ⑩国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に都道府県内で共有される体制を整備すること。

(平成 26 年 1 月 10 日付け 健発 0110 第 7 号 厚生労働省健康局長通知 一部抜粋)

以上